

# 高岡市 住宅・空き家等への支援制度一覧

(R6.4)

支援事業名	補助額(上限)	対象者・申請時期・補助条件など	加算対象		
たかおか暮らし支援事業	A 一戸建て住宅の新築	【対象】 まちなか区域：制限なし 居住誘導区域：U I J ターン世帯 or 子育て世帯 or 新婚世帯 【申請】 A～C： <b>工事着工前</b> D・E： <b>所有権移転前</b> 【条件】 ・住宅ローンの5%（ただしD建物取得費の5%） ・一戸建て（A・B）：延床面積≧75㎡ 緑化面積≧2% ・マンション（C・E）：延床面積≧55㎡ ・中古（D・E）：新耐震基準適合、 居住歴あり or 建築後10年経過	☆		
	B 建売住宅（要認定）		まちなか区域 各50万円	☆	
	C 分譲マンション（要認定）		居住誘導区域 各20万円	☆	
	D 中古住宅		☆加算有	☆	
	E 中古マンション		☆加算有	☆	
	F 隣接土地の取得		まちなか30万 居住誘導10万	【対象】 制限なし 【申請】 F： <b>所有権移転前</b> G～J： <b>工事着工前</b>	
	G 隣接土地上の空き家等の除却		居住誘導区域 20万円	【条件】 ・隣地（F）：土地取得費、隣地面積≧30㎡ ただし、居住誘導区域ではGと重複申請	☆
	H 耐震改修に伴うリフォーム		居住誘導区域 各20万円	・除却（G）：Fと重複申請 ・耐震（H）：木造住宅耐震改修支援事業と重複申請	☆
	I 三世帯同居のためのリフォーム		☆加算有	・同居（I）：二世帯住宅へのリフォーム ・エコ（J）：断熱リフォーム	☆
	J エコリフォーム		☆加算有	・H～J：各対象工事費（≧30万円）の1/3 ・H～J：新耐震基準適合の一戸建て（耐震実施可）	☆
木造住宅耐震改修支援事業	市内全域 120万円	【対象】 制限なし 【申請】 <b>工事契約前</b> 【条件】 昭和56年5月以前に建築、 対象工事費の4/5+設計監理費の2/3			
空き家改修支援事業 (県外移住者の古民家改修)	居住誘導区域 100万円	【対象】 県外移住者 【申請】 <b>工事着工前</b> (工事着工3か月以上前(県の審査あり)) 【条件】 築30年以上古民家、対象工事費の2/3			
空き家賃貸活用支援事業 (賃貸活用のためのリフォーム)	居住誘導区域 20万円	【対象】 空き家の所有者 【申請】 <b>工事着工前</b> 【条件】 台所、浴室、トイレの改修等、対象費の1/3			
	市内全域 (市街化調整区域除く) 40万円	【対象】 空き家の所有者 【申請】 <b>工事着工前</b> 【条件】 台所、浴室、トイレの改修等、対象費の2/3 <b>入居者が令和6年能登半島地震の被災者</b>			
空き家バンク住宅取得支援事業	居住誘導区域 20万円 ☆加算有	【対象】 U I J 世帯 or 子育て世帯 or 新婚世帯 【申請】 <b>所有権移転日3か月以内</b> 【条件】 高岡市のバンク登録物件、建物取得費の5%	☆		
危険ブロック塀等除却支援事業	市内全域 10万円/15万円	【対象】 危険なブロック塀等で、避難路に面しており、塀に対する基準を1つでも満たさないもの 【申請】 <b>工事着工前</b> 【条件】 対象工事費の2/3			
定住促進住宅団地支援事業	市内全域 50万円/70万円	【対象】 制限なし 【申請】 <b>居住届出日3か月以内</b> 【条件】 指定の住宅団地で土地や住宅付き土地の購入			

☆加算

☆若年UIJ・若年子育て世帯応援 29歳以下新婚世帯補助額の加算	いずれか 当てはまる場合10万円	【要件】 若年U I J 世帯or若年子育て世帯 or29歳以下(夫婦共)新婚世帯or子育て世帯の三世帯同居 【条件】 ☆マークの支援制度に加算
☆多世帯同居への加算(NEW)	加算額 10万円	【対象】 二世帯の直系親族で同居する世帯 (子世代の配偶者又は子が同居する場合に限る) 【条件】 ☆マークの支援制度に加算

令和6年度 (NEW)

まちぐるみ空き家対策危険防止支援事業(※地域の自治会対象)	市内全域 40万円	【対象】 管理不全な状態の空家等が存する地域の自治会 【申請】 <b>工事着工前</b> 【条件】 周囲への危険等を回避するための工事費用、 対象工事費の9/10
-------------------------------	-----------	--

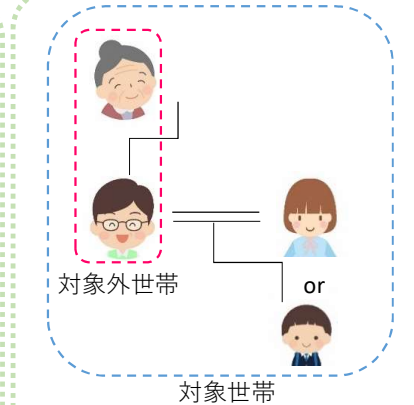
## 令和6年度 支援制度拡充内容

- 空き家賃貸活用支援事業
  - 入居者が令和6年能登半島地震の被災者の場合に補助額の増加 **20万円(上限) → 40万円(上限)**
  - 〃 の場合に補助率UP **1/3 → 2/3**
  - 〃 の場合に対象エリア拡大 **居住誘導区域 → 市内全域(市街化調整区域除く)**
- 加算項目の追加(たかおか暮らし支援事業(一部除く)、空き家バンク住宅取得支援事業)
  - 多世帯同居される方に、従来の加算とは別に**10万円**の加算
- 木造住宅耐震改修支援事業
  - 対象工事費に設計監理費の追加** これに伴い補助額を増加 **100万円(上限) → 120万円(上限)**
- まちぐるみ空き家対策危険防止支援事業の創設(地域の自治会対象)

### 【用語説明】

- UIJターン世帯 基準日(計画認定申請時)において**市外に1年以上継続して居住し移住する世帯(移住して2年以内可)**
- 子育て世帯 基準日(計画認定申請時)において同居する**小学校修了前の子ども**を扶養する世帯(**胎児も対象**)
- 新婚世帯 基準日(計画認定申請時)において婚姻日から1年以内で、婚姻日の年齢が夫婦共に**39歳以下**の世帯
- 三世帯同居 基準日(計画認定申請時)において三世帯以上の直系親族の同居
- 若年世帯 基準日(計画認定申請時)において世帯主の年齢が**39歳以下**の世帯  
※ただし、B建売住宅(たかおか暮らし支援事業)、空き家バンク住宅取得支援事業は補助金交付申請時
- 29歳以下新婚世帯 基準日(計画認定申請時)において**婚姻日から1年以内で、婚姻日の年齢が夫婦共に29歳以下**の世帯

### 【多世帯同居(例)】



### 【その他】

#### 【その他の条件】

- 市町村税の滞納がないこと
- その他の補助金と併用できない場合があります。
- 掲載されている条件の他に各種要件等がありますので、事前にご相談をお願いします。

#### 【その他情報】

- 「たかおか暮らし支援事業」、「空き家バンク住宅取得支援事業」の対象者は住宅ローン「フラット35」の利子低減が受けられます。
- 「空き家改修支援事業」は、補助申請前に富山県による審査があるため、着工時期までに十分な余裕を持ってご相談ください。また、年度の支援件数に限りがあり、状況によって数年先までお待ちいただく場合があります。

### 【支援情報(建築政策課窓口)】

### 被災者支援メニュー

- 建築物の解体
  - まちなか空き家除却支援事業
  - 空き家除却支援事業
  - お問合せ先 Tel:0766-30-7291
- 引越し
  - 新婚新生活支援事業
  - お問合せ先 Tel:0766-30-7291

- 建築物の解体
  - 被災住宅等除却支援事業(罹災証明書で準半壊) お問合せ先 Tel:0766-30-7291
  - 地震被害ブロック塀等撤去支援事業 お問合せ先 Tel:0766-20-1429
- 建築物の修理
  - 住宅の応急修理(罹災証明書で準半壊以上)
  - 被災木造住宅耐震改修支援事業(罹災証明書の交付を受けたもの)
  - 被災住宅沈下傾斜対策支援事業(罹災証明書の交付を受けたもの) お問合せ先 Tel:0766-20-1429
- 引越し
  - 被災者引越支援事業(罹災証明書の交付を受け、同一地域内に引越業者又は運送業者を利用し引越しを行ったもの) お問合せ先 Tel:0766-30-7291

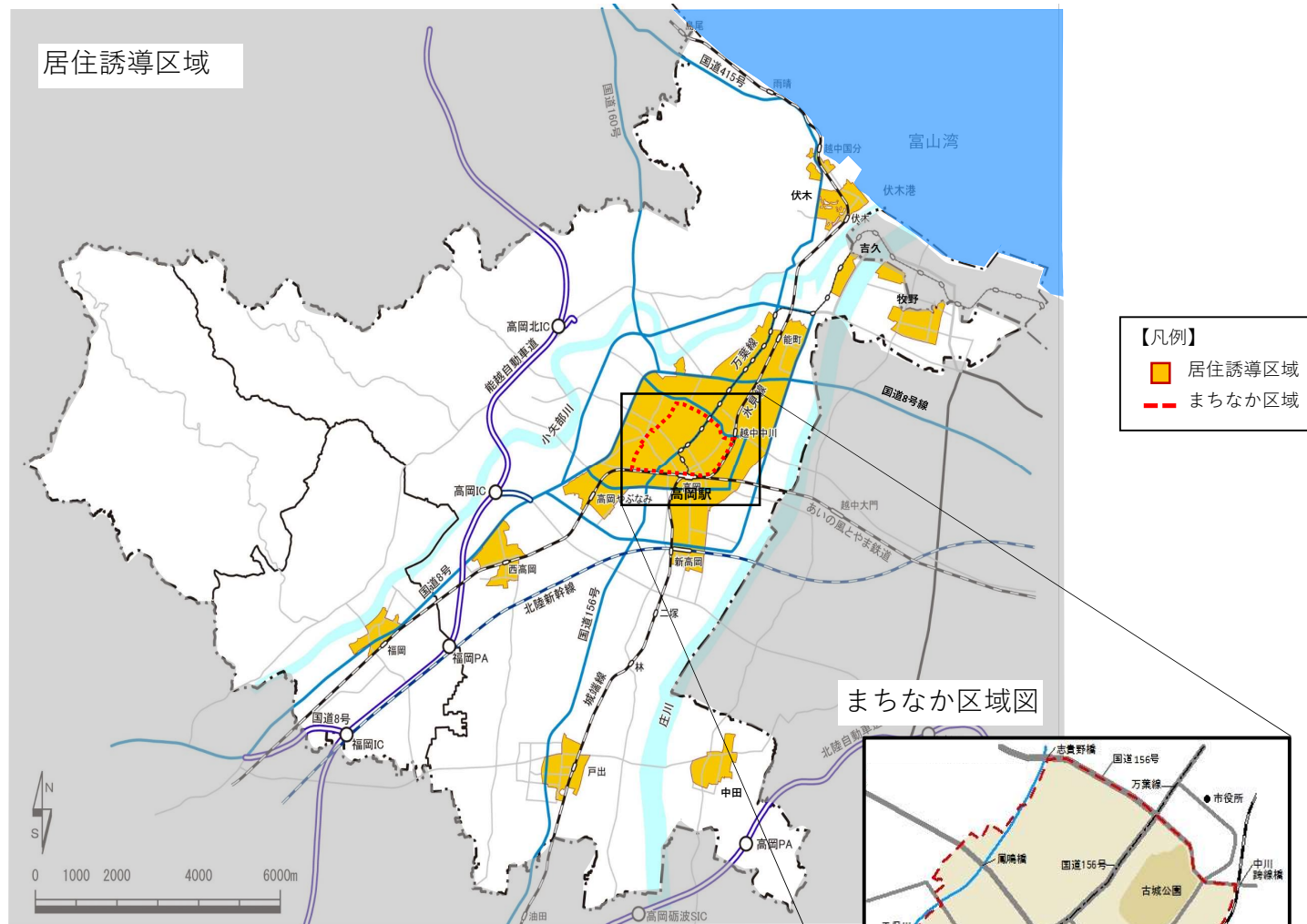
※上記の支援事業については、各種要件等がありますのでお問合せ下さい。



(お問合せ先) 高岡市 建築政策課 ☎0766-30-7291



## 補助対象区域図



まちなか区域は、東側をJR氷見線、南側をあいの風とやま鉄道、西側を千保川、北側を国道156号・主要地方道富山高岡線で囲まれる区域に金屋地区を含めた面積約270haの区域です。

居住誘導区域は、市街化区域内（もしくは用途区域内）の中で特に居住を維持・誘導する、面積約1,861haの区域です。中心市街地、周辺市街地（伏木、戸出、中田、牧野、立野・東五位、福岡）が該当します。

